

# 石狩市での新婚生活を 支援します!



助成金額  
最大  
**60**万円

新規に婚姻した世帯が石狩市で安心した生活をスタートできるように、  
婚姻に伴う住居費や引越費用の一部を助成しています。

## 対象となる 世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年2月26日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること
- ③ 夫婦の令和7年分の所得の合計額が500万円未満※1の世帯
- ④ 市の指定する講座等※2を受講または受講を予定していること

※1 令和7年分の所得とは、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得です。

※2 市の指定する講座等についての詳細は、本市までお問い合わせください。

※ 収入ではなく「所得」ですのでご注意ください。(例：給与収入6,700,000円の場合、給与所得4,930,000円)

※ 申請時点において貸与型奨学金を返済している場合は、令和7年中の返済額を所得から控除できます。

※ 申請者及び配偶者が、他の国の交付金や補助金を受けている場合や、過去に内閣府の定める同事業に基づく補助を受けている場合は、申請することが出来ません。

## 対象となる 費用

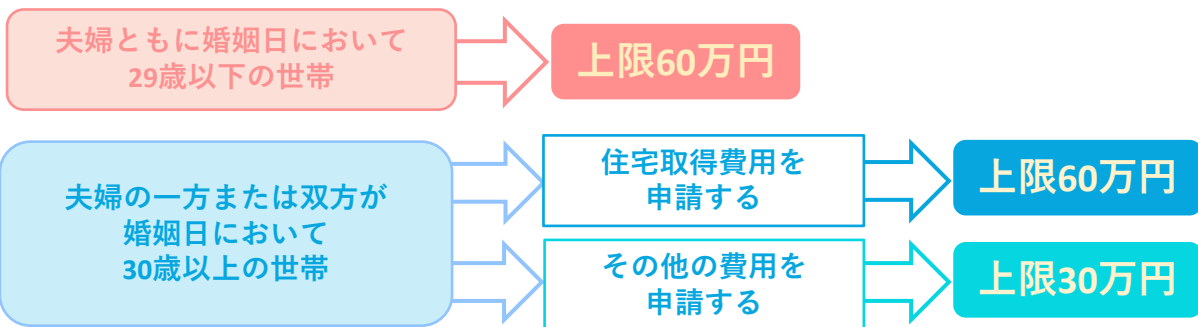
対象となる費用は、婚姻日の1年前の日から令和9年2月26日までの期間中の転入(転居)にかかる費用のうち、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った費用です。

- 新規の住宅取得費用(建物)
- 新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 結婚に伴う引越費用(引越業者・運送業者等に支払った費用)
- 新規の住宅リフォーム費用(結婚に伴う引越しを機にリフォームし、市内事業者を支払った費用)



令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った費用(領収書等で確認できるもの)が対象になります。これから支払う予定の費用は対象になりません。

## 助成 上限額



●お問い合わせ先  
石狩市役所企画課(市役所3階)  
☎0133-72-3161  
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで)

### 【申請受付期間】

令和8年4月1日(水)から  
令和9年2月26日(金)まで



※書類を收受した順に対応させていただきます、本市の予算額に達した時点で受付終了となります。受付が終了した場合は、ホームページにてお知らせいたします。